

表 1 火葬場等の使用料

種別	区分		単位	使用料			備考
				市内	三重郡	その他市外	
火葬場	遺体	12歳以上	1体につき	5,000円	30,000円	50,000円	
		12歳未満	1体につき	3,000円	18,000円	30,000円	
		死産児	1体につき	2,000円	12,000円	20,000円	
	人体の一部		1個につき	1,000円	6,000円	10,000円	箱 55cm×40cm×35cm 以内 ・1梱包 10kg 以内
	胞衣・産汚物		1件につき	500円	3,000円	5,000円	黒色ビニール袋 縦 50cm×横 35cm 以内
待合室	洋室		1回につき	3,300円	4,400円	6,600円	1回2時間
	和室		1回につき	3,300円	4,400円	6,600円	1回2時間
	洋室兼会議室		1回につき	4,400円	5,500円	8,800円	1回2時間
霊安室			1体24時間につき	1,100円	2,200円	2,200円	

1 市内とは次の場合をいう。

- (1) 死産児以外の遺体：死亡者が死亡時に市内に住所を有していた場合（一時的に転出した場合を含む）
- (2) 死産児：死産児の父又は母が死産時に市内に住所を有していた場合（一時的に転出した場合を含む）
- (3) 人体の一部：その者が市内に住所を有している場合（一時的に転出した場合を含む）
- (4) 胞衣・産汚物：市内で開業している医療機関等から搬出されたものの場合

※一時的に転出した場合とは①社会福祉施設への入所のため ②病院、療養所への入院、入所のため  
③就学のため ④勤務等のためのいずれかのために本市より一時的に転出した場合をいう。

※(1)(2)(3)において一時的に転出した方であった場合は一旦窓口で三重郡又はその他市外料金をお支払いください。後日、一時的に転出された方であった旨を生活環境課（059-354-8191）へご連絡ください。ご連絡いただいた後、差額を返金するための手続きをご案内いたします。返金には期限がありますのでお早めにご連絡ください。（令和5年4月1日以降支払分が対象）

2 三重郡とは次の場合をいう。

- (1) 死産児以外の遺体：死亡者が死亡時に三重郡のいずれかの町に住所を有していた場合
- (2) 死産児：死産児の父又は母が死産時に三重郡のいずれかの町に住所を有していた場合
- (3) 人体の一部：その者が三重郡のいずれかの町に住所を有している場合
- (4) 胞衣・産汚物：三重郡のいずれかの町で開業している医療機関等から搬出されたものの場合

3 その他市外とは1及び2以外の場合をいう

表2 葬祭場等の使用料

使用区分			式場 1	式場 2	式場 3	使用時間
基本 使用 料	通夜から告別 式まで	市内	77,000 円	44,000 円	22,000 円	午後 5 時から翌 日午後 4 時まで
		三重郡	154,000 円	88,000 円	44,000 円	
		その他市外	231,000 円	132,000 円	66,000 円	
	告別式のみ	市内	30,800 円	17,600 円	8,800 円	午前 10 時から 午後 4 時まで
		三重郡	61,600 円	35,200 円	17,600 円	
		その他市外	92,400 円	52,800 円	26,400 円	
	通夜のみ	市内	53,900 円	30,800 円	15,400 円	午後 5 時から翌 日午前 9 時まで
		三重郡	107,800 円	61,600 円	30,800 円	
		その他市外	161,700 円	92,400 円	46,200 円	
追加料金		市内	7,700 円	4,400 円	2,200 円	各室 1 時間につ き
		三重郡	15,400 円	8,800 円	4,400 円	
		その他市外	23,100 円	13,200 円	6,600 円	
祭壇		市内		22,000 円	11,000 円	1 回につき
		三重郡		44,000 円	22,000 円	
		その他市外		66,000 円	33,000 円	
生花台		市内	330 円	330 円	330 円	生花 1 基につき
		三重郡	330 円	330 円	330 円	
		その他市外	330 円	330 円	330 円	

1 市内とは次の場合をいう。

- (1) 死産児以外の遺体：死亡者が死亡時に市内に住所を有していた場合（一時的に転出した場合を含む）
- (2) 死産児：死産児の父又は母が死産時に市内に住所を有していた場合（一時的に転出した場合を含む）
- (3) 人体の一部：その者が市内に住所を有している場合（一時的に転出した場合を含む）
- (4) 胞衣・産汚物：市内で開業している医療機関等から搬出されたものの場合

※一時的に転出した場合とは①社会福祉施設への入所のため ②病院、療養所への入院、入所のため  
③就学のため ④勤務等のためのいずれかのために本市より一時的に転出した場合をいう。

※(1)(2)(3)において一時的に転出した方であった場合は一旦窓口で三重郡又はその他市外料金をお支払いください。後日、一時的に転出された方であった旨を生活環境課(059-354-8191)へご連絡ください。ご連絡いただいた後、差額を返金するための手続きをご案内いたします。返金には期限がありますのでお早めにご連絡ください。(令和5年4月1日以降支払分が対象)

2 三重郡とは次の場合をいう。

- (1) 死産児以外の遺体：死亡者が死亡時に三重郡のいずれかの町に住所を有していた場合
- (2) 死産児：死産児の父又は母が死産時に三重郡のいずれかの町に住所を有していた場合
- (3) 人体の一部：その者が三重郡のいずれかの町に住所を有している場合
- (4) 胞衣・産汚物：三重郡のいずれかの町で開業している医療機関等から搬出されたものの場合

3 その他市外とは1及び2以外の場合をいう